

総務委員会に付託となりました諸案件につきまして、委員会における審査の経過、並びに結果を御報告申し上げます。

初めは、「議案第195号 川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」であります。委員会で審査の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、「議案第204号 川崎市青少年科学館条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

委員会では委員から、共通利用券の使用実態について質疑があり、理事者から、共通利用券は、市民ミュージアム、川崎市青少年科学館、岡本太郎美術館及び日本民家園の4施設において共通して使用することができ、100円券が12枚綴りを1,000円で、25枚綴りを2,000円で販売している。利用状況については把握していないが、実態は、家族単位で購入し、利用していると思われる、との答弁がありました。

次に委員から、共通利用券の利用状況は少ないように見受けられ、利用実態についても目的と異なった利用状況があると思われる中で、多くの方に多くの施設を利用してもらうためにも、パスポート券の導入も含め、共通利用券のあり方についても検討し、更なる広報に努めていただきたい、との意見がありました。

次に委員から、本議案は、施設の改築に伴いプラネタリウムの観覧料を改定するものであるが、本来、博物館などについては、観覧料金を徴収すべきものではなく、多くの市民が観覧できるようにするためには、施設改築を理由として料金を値上げすべきではない。また、高校生及び大学生の観覧料については、教育の観点から鑑みても無料であるべきと考えられるので、本議案には賛成できない、との意見がありました。

委員会では審査の結果、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、「議案第205号 当せん金付証票発売の限度額について」であります。委員会で審査の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、「議案第207号 旭町小学校改築工事請負契約の締結について」であります。

委員会では委員から、予定価格の73.05%で落札され、低入札価格調査が実施されているが、調査の内容と結果について質疑があり、理事者から、関係資料として、落札者から過去2年間の財務諸表及び工事内訳書などを提出させ、また、ヒアリングとして下請業者への聞き取りや法令違反の状況についても調査を行った。その結果、契約内容に適合した履行が可能であると認めるに至った、との答弁がありました。

次に委員から、下請業者への支払状況の監視及び中間検査や完了検査の実施の方法について質疑があり、理事者から、下請業者への支払状況の監視は、落札者から労働

者台帳の提出などの関係書類の提出を求めるなど、公契約条例にのっとり、関係部署が監視を行い、また、中間検査や完了検査についても関係部署が適切に行い、要求性能の担保をするため監督を行っていく、との答弁がありました。

次に委員から、非構造部材の耐震状況について質疑があり、理事者から、非構造部材の耐震状況については、まだ国から詳細な基準は示されていないものの、現行の建築基準法にのっとり、落下などが起きないように、工事監理を行っていく、との答弁がありました。

次に委員から、同じ事業者により低入札が実施されている中で、要求性能の保証や下請業者への支払状況において不安が残るため、中間検査や完了検査を適切に行うなど、工事監理を適切に行っていただきたい、との意見がありました。

委員会では審査の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、「議案第208号 東菅小学校校舎等改築工事請負契約の締結について」であります。

委員会では委員から、学校が避難所として注目され、避難所整備促進条例が制定された中で、学校におけるプロパンガスでのエネルギー供給についての検討状況について質疑があり、理事者から、東菅小学校については、プロパンガスを、今後も使用することとなっている。また、他の学校においては、改築等の時期に併せて検討を行っていく、との答弁がありました。

次に委員から、学校における役割として地域開放や防災機能の強化などが求められている中で、セキュリティなどを考慮した上での機能強化の検討について質疑があり、理事者から、学校を新設及び改築する際は、地域住民、行政関係者や必要に応じ学識経験者を含めた基本構想検討委員会において、学校ごとに、求められる役割や機能についても検討を行っており、検討委員会での検討内容について広く周知している、との答弁がありました。

次に委員から、太陽光パネルの設置状況について質疑があり、理事者から、太陽光パネルについては、既存棟に10キロワットのを設置していく、との答弁がありました。

次に委員から、防災備蓄倉庫の設置状況について質疑があり、理事者から、本議案における改築工事ではなく、既存棟の改修工事などと一緒に行っていく、との答弁がありました。

次に委員から、発災時のみでの検討ではなく、常に災害に対応できる体制を整えるべきであるので、引き続き検討を行っていただきたい、との意見がありました。

次に委員から、本議案においても、同じ事業者により低入札が実施されている中で、要求性能の保証や下請業者への支払状況において不安が残るため、中間検査や完了検査を適切に行うなど、工事監理を適切に行っていただきたい、との意見がありました。

委員会では審査の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、「議案第209号 中原図書館整備工事請負契約の締結について」であります。

委員会では委員から、駐輪場の設置状況について質疑があり、理事者から、駐輪場は、地下に平置きを含めて約500台が計画されている、との答弁がありました。

次に委員から、駐輪場の利用予測について質疑があり、理事者から、マンション居住者は利用しないが、中原図書館の利用者のみではなく、商業施設利用者も利用することを想定している、との答弁がありました。

委員会では審査の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、「議案第220号 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設の指定管理者の指定について」であります。

委員会では、議案第220号と関連する「請願第31号 有馬・野川生涯学習支援施設の指定管理に関する請願」を一括して審査いたしました。

委員会では委員から、地域の声などの地域性や運営協議会の協議内容が、民間活用推進委員会での選定過程での判断材料として、取り入れられる可能性について質疑があり、理事者から、民間活用推進委員会での検討項目に、地域性や運営協議会の協議内容を取り入れるかについては、今後、関係局と協議を行っていききたい、との答弁がありました。

次に委員から、民間活用推進委員会での評価項目において、現在の指定管理者と次期指定管理予定者とで、差が出た理由について質疑があり、理事者から、民間活用推進委員会で発表されている評価項目の大項目として「市民の平等な利用が確保されていること」、小項目として「施設の設置目的の整合性」及び「生涯学習の振興に寄与する運営と事業展開の考え方」の2点となっており、募集要項などにある地域との連携や地域人材の活用などの視点からの施設運営方針を評価しているものである。なお、現在の指定管理者が他の事業者より劣っているとの評価ではなく、評価方式としては、絶対評価で評価している、との答弁がありました。

次に委員から、指定管理者への総括評価の方式について質疑があり、理事者から、AからEまでの5段階評価となっており、Aは90点以上、Bは80点以上、Cは60点以上となっており、AやBの評価を取得するためには、特に優れている点がなければならない、との答弁がありました。

次に委員から、現在の指定管理者が行っている事業などの継続性について質疑があり、理事者から、募集要項や仕様書において地域との連携を密接に行うよう明記されていることから、今後、地元住民と協議検討を行っていくと考えている、との答弁がありました。

次に委員から、施設の利用料金や利用時間の変更の可能性について質疑があり、理事者から、本議案は、利用料金や利用時間に関する条例の改正を行うものではないので、変更はない。また、変更する場合も、地域住民と十分な協議を行った上で変更することとなる、との答弁がありました。

次に委員から、施設の引継ぎ期間と方法について質疑があり、理事者から、施設の引継ぎ期間は、次期指定管理予定者が確定してから調整していく。また、引継ぎ方法については、現在の指定管理者に課題や問題点を整理してもらい、地域の意見を伺いながら協議を行い、指定管理業務開始前に、当該施設で研修会なども実施していく、

との答弁がありました。

次に委員から、地域住民の雇用について質疑があり、理事者から、次期指定管理予定者は地域住民の雇用について理解を示しており、継続性が確保されるように配慮が行われるものと考えている、との答弁がありました。

次に委員から、施設利用者の地区の割合について質疑があり、理事者から、施設が行ったアンケート調査では、有馬地区20人、東有馬地区30人、野川地区24人、鷺沼地区4人及びその他49人となっている、との答弁がありました。

次に委員から、施設周辺の住民だけが利用するのではなく、宮前区民をはじめとし、広く市民に開放された施設として運営されるよう努めていただきたい、との意見がありました。

次に委員から、民間活用推進委員会で指定管理応募者が20分足らずのプレゼンテーションで評価するのは限界があり、民間活用推進委員会での評価項目においても、現在の指定管理者と次期指定管理予定者との差異が大きく開いていないのが現状であるので、今後は地域の声や地域での活動などの地域性についても評価対象に入れるよう検討していただきたい、との意見がありました。

次に委員から、地域とのパイプ役である地元代表者との協議を行うなど、地域の声に耳を傾け、地域に根ざした活動を行っていただきたい、との意見がありました。

次に委員から、請願が提出されているように、住民の不安があるので、利用者や地域住民に耳を傾け、その不安を払拭するように努めていただきたい、との意見がありました。

次に委員から、本来、生涯学習支援施設は、直営で管理運営していくべきであると考えますが、以前、現在の指定管理者を指定する議案の審査時には、地域住民との合意が行われ、地域のNPO法人が指定管理者に指定されるため賛成はしたものの、これからの事業の継続性や地域の雇用などを踏まえると、直営で施設を管理運営していくべきであると考えるので、本議案には賛成できない、との意見がありました。

委員会では審査の結果、議案第220号につきましては、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

請願の取り扱いについて協議したところ、委員から、本請願は、議案と相反するものと考えられるが、指定管理者制度の制度設計についての議論や次期指定管理者への引継ぎや地域との協議が適切に行われた後の施設運営の推移を見守っていく必要があるとの視点から、請願については、継続審査とすべきである、との意見がありました。

次に委員から、次期指定管理者が地域の課題を考慮して運営していくとなっているが、地域住民が施設を利用し、地域住民の雇用などの問題など無用な混乱を招かないよう、議会から後押しする必要があると考え、その趣旨を採択すべきと考える、との意見がありました。

委員会では審査の結果、一括して審査いたしました請願第31号につきましては、賛成多数をもって、その趣旨を採択すべきものと決しました。

次は、「議案第242号 平成23年度川崎市一般会計補正予算」であります。

委員会では委員から、災害予防対策事業費において、地震被害想定調査及び地震防災戦略の見直し等を図るための調査を行うが、今までの委託事業者ではなく、新たに

委託業者選定を行うことによる予算の増額及び時間的なロスについて質疑があり、理事者から、過去の地震被害想定調査のデータは市で管理しており、新たに選定された委託業者にも過去のデータを参考として提供するため、予算の増額や時間的なロスなどはなく対応できる、との答弁がありました。

そこで委員から、地震被害想定調査及び地震防災戦略の見直し等を図るための調査は、いつ起こるかわからない災害に対応するための調査であるため、迅速に対応していただきたい、との意見がありました。

委員会では審査の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会の報告を終わります。